(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第 1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が円滑に意思疎通と連携を図 り、より効果的に教育行政を推進していくため、大阪狭山市総合教育会議(以下「総 合教育会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する調整事務を所掌する。
 - (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定又は変更
 - (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

- 第4条 総合教育会議は、市長が招集する。
- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料すると きは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求める ことができる。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者 又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができ る。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録の作成及び公表)

- 第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成するものとする。
- 2 前項の規定により作成した議事録は、遅滞なく、これを公表するものとする。ただし、公開しなかった総合教育会議に係る議事録は、この限りでない。

(調整結果の尊重)

第8条 総合教育会議においてその構成員の事務の調整を行った事項については、当 該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、政策調整室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営について必要な事項は、 総合教育会議が定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。